

特殊詐欺等被害防止用電話機器の購入費用の一部を補助します。

架空請求や還付金詐欺などと思われる電話が発生し、特殊詐欺被害が発生しています。

町では被害に遭うケースが多いとされる65歳以上の高齢者が、特殊詐欺被害防止を目的に製造された機器（固定用家庭電話機など）を購入する際、費用の一部を補助します。

- 対象：町内に住所を有する65歳以上の方で町税を滞納していない人

※1世帯につき1台まで

- 補助対象機器について

悪質な電話による特殊詐欺被害等を未然に防ぐことを目的に製造されたものであり、次に該当するものです。

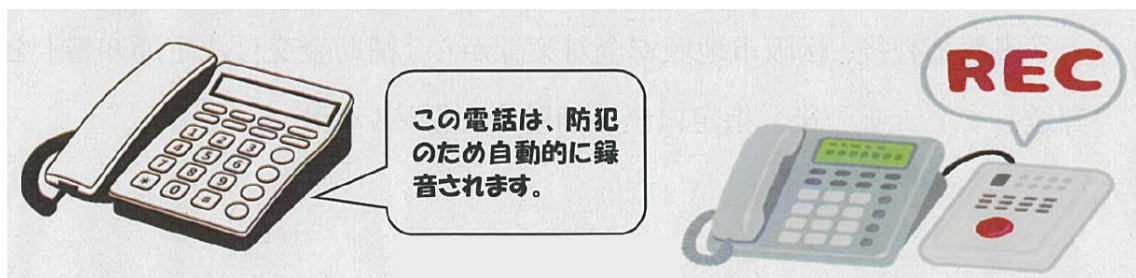
- ・自動応答録音装置等を有する特殊詐欺被害防止対策の機能付電話
- ・固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器
(単なる留守番電話機能のものは除きます)

- 参考

全国防犯協会連合会が推奨品を公開しています。

(公益財団法人) 全国防犯協会連合会 推奨品

<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>



- 補助金の額等

対象機器の購入と設置にかかる費用の合計額に2分の1を乗じた額。

(補助金上限10,000円、100円未満の端数切捨て)

- 申請方法

申請書に必要事項を記入の上 ①購入機器のカタログ又は取扱説明書の写し

②領収書 ③受取口座が分かる通帳等の写し の3点を添付して税務住民課へ申請してください。

申請書は役場税務住民課窓口または町ホームページからダウンロードいただけます。

詳しくは税務住民課生活環境室（電話 0596-58-8201）までお問合せください。